

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告(前)IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、今年の1月から3月までのIFRS財団アジア・オセアニアオフィス（以下「アジア・オセアニアオフィス」という。）の主な活動を紹介します。

IFRS 財団評議員会 香港会議

1月30日から2月1日にかけて香港でIFRS財団評議員会が開催されました。この評議員会では、アジア・オセアニアオフィスの計画について審議が行われ、最新のアジア・オセアニアオフィス計画が承認されました。今回承認された計画の概要は次のとおりです。

まず、アジア・オセアニアオフィスの役割がIFRS財団の戦略目標を支えることであり、アジア・オセアニア地域のステークホルダーと直接対話できるようにすることであることが確認されました。その上で、アジア・オセアニアオフィスの戦略目標が次のように設定されました。

1. IFRS 基準採用の支援と促進

- ① 日本
- ② アジア・オセアニア地域

2. テクニカル面での能力開発

これらの戦略目標の中で、日本におけるIFRS基準採用の支援と促進がアジア・オセアニアオフィスの第1の目標と位置づけられました。この目標を達成するために、アジア・オセアニアオフィスは、IFRS基準を採用しようとしているにもかかわらず未だ採用していない日本企業とネットワークを構築し、日本におけるIFRS基準の採用を後押しします。このネットワークにおいてアジア・オセアニアオフィスは、日本企業が国際会計基準審議会（IASB）と接触するためのパイプ役となります。例えば、アジア・オセアニアオフィスがこれらの企業との対話を通じてIFRS基準採用の障害となっている事項を識別し、これらの障害を乗り越えるための解決策をロンドンオフィスと協議し、その協議の内容を、ネットワークを通じて企業と共有することで、日本におけるIFRS基準採用を後押しします。また、アジア・オセアニアオフィスは、日本の監督当局等とも引き続き密接に連携していきます。

第2の目標はアジア・オセアニア地域におけるIFRS基準採用の支援と促進です。この目標を達成するために、アジア・オセアニアオフィスは、地域における主要なステークホルダーとのコミュニケーション・ネットワークを構築し、地域のリソース・ニーズを支援するパイプ

役となります。例えば、アジア・オセアニアオフィスは、そのネットワークを通じて、IASBから理事やスタッフを派遣して地域内の監督当局とIFRS基準の導入や適用に関して協議するようなニーズを把握します。そして、そのようなニーズをロンドンオフィスの担当部署と相談の上、IASBから必要な人員等を派遣するアレンジをします。

IFRS財団には連携すべき関係者が多くいますが、その一方で、IFRS財団のリソースは限られています。IFRS財団では、より多くの関係者に効果的かつ効率的に支援を提供できるよう国際戦略を策定しています。香港で開催された評議員会では、アジア・オセアニアオフィスの活動も、この国際戦略と整合的であるべきことが確認されました。具体的には、アジア・オセアニアオフィスは、地域内の強化・重点国である日本、中国及び韓国に焦点を当てた活動を優先させます。また、アジア・オセアニアオフィスは、国際的な法域（例えば東南アジア諸国）と連携して、これらの地域でのIFRS基準の採用を促進します。アジア・オセアニアオフィスは、この目標を効果的かつ効率的に達成するために、アジア・オセアニア地域の主要な関係者と密接に連携します。連携先は、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)が中心ですが、その他にも地域の監督当局や会計士団体、例えば、証券監督者国際機構(IOSCO)アジア太平洋ハブや監査監督機関国際フォーラム(IFIAF)、アジア・太平洋会計士連盟(CAPA)、アセアン会計士連盟(AFA)、さらには世界銀行やアジア開発銀行などとも連携します。

第3の目標はテクニカル活動です。アジア・オセアニアオフィスの限られた人員を、効果的かつ効率的にIASBのテクニカル活動に従事させるため、今後、アジア・オセアニアオフィスは次の2つの活動に焦点を当てることが決定さ

れました。

1. IASBの教育的活動の支援
2. IASBの基準設定活動の認知度の向上（意見募集文書についてのアウトリーチの支援や地域内での議論の促進など）

アジア・オセアニアオフィスは、アジア・オセアニア地域で構築したコミュニケーション・ネットワークを通じて、地域における研修ニーズを識別し、ロンドンの教育チームやテクニカルチームと連携して講師派遣等をコーディネートします。また、ロンドンのテクニカルチームと共同して、IASBの意見募集文書に関するアウトリーチをアジア・オセアニア地域でコーディネートします。アジア・オセアニアオフィスには、監査法人からの出向者が2名、常勤で勤務しています。IASBは、これらの出向者をロンドンオフィスに短期間派遣し、IASBのテクニカルプロジェクトを割り当てた上で、アジア・オセアニアオフィスで引き続きそのテクニカルプロジェクトに関与させます。これらの活動は、アジア・オセアニアオフィスでこれまでも行ってきた活動ではありますが、今後はより焦点を絞った活動にすることで、業務効率を上げ、成果を着実に挙げていくことを目指します。

投資家イベント

3月14日から16日にかけてIASBのニック・アンダーソン理事が来日しました。ニック・アンダーソン理事は投資家出身の理事であることを踏まえ、アジア・オセアニアオフィスはいくつかの投資家向けイベントを企画し、3月14日に開催しました。

まず、IASBがバイサイドの投資家と個別にエンゲージメントするため実施している「Investors in Financial Reporting」(以下「IiFR」

という。)プログラムの参加企業向けイベントを企画し、開催しました。この IiFR プログラムには世界で 18 の主要な機関投資家が参加しており、日本からは野村アセットマネジメントと三井住友信託銀行が参加しています。今回開催した IiFR 参加企業向けイベントには、日本の野村アセットマネジメントや三井住友信託銀行だけでなく、フィデリティ投信、アリアンツ・グローバル・インベスターズ、ジャンナス・ヘンダーソン・インベスターズなど海外の機関投資家の日本法人からもご参加いただくことができ、たいへん盛況なイベントとなりました。この IiFR 参加企業向けイベントでは、まず、第 1 セッションで、IASB の理事が基本財務諸表プロジェクト及び開示イニシアティブプロジェクトの概要を説明し、損益計算書における業績指標の表示がどうあるべきか、持分法適用会社からの投資損益を損益計算書上どこに開示すべきか、その他に財務諸表の開示に関して改善すべき点がないかなどを参加者と意見交換しました。続いて、第 2 セッションでは、IASB の新しい基準書である IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 17 号「保険契約」に焦点を当て、その概要説明と参加者からの様々な質疑に答えました。この IiFR 参加企業向けイベントは、アジア・オセアニアオフィスとして初めての試みでしたが、参加者のレベルが高く、たいへん質の高い議論となりました。アジア・オセアニアオフィスでは、今後、IiFR 参加企業向けのイベントを継続し、さらに発展させていくことで、バイサイドの投資家とのエンゲージメントを強化したいと考えています。

3月14日には、もう1つの投資家向けのイベントとして、「勘定科目の集約と分解」をテーマにしたアウトリーチを開催しました。過去にアジア・オセアニアオフィスで開催した投資家勉強会において、IFRS 基準では日本基準のように財務諸表の表示様式が財務諸表等規則

等で詳細に決まっていないので、企業によって勘定科目を集約しすぎていたり、また、注記における勘定科目の分解が粗い場合があり、企業間比較がしにくいという指摘を受けていました。今回のアウトリーチは、そのような日本の財務諸表利用者からの指摘に 대응するために開催されました。IASB は、事前にいくつかの設例を作って参加者に事前配布することで、参加者から具体的な意見や解決策の提案を聞くことができました。今回のアウトリーチでいただいた貴重なご意見は、後日 IASB の会議で審議される予定です。

ニック・アンダーソン理事はその後 15 日に企業会計基準委員会 (ASBJ) の専門委員会や国際会計人材ネットワークのシンポジウムに出席し、より広範囲な日本の関係者と意見交換しました。

経団連企業会計部会との意見交換会

3月16日に経団連会館にて、日本経済団体連合会金融・資本市場委員会企業会計部会が開催され、IASB の鷲地理事及びニック・アンダーソン理事が招待されました。この意見交換会では、まず鷲地理事より、のれんの減損会計に関する IASB の議論の最新の動向が説明されました。また、ニック・アンダーソン理事より、財務諸表における業績報告の在り方に関する IASB の最新の審議動向が説明されました。

経団連企業会計部会のメンバーからはのれんの減損会計について、現在、IASB で議論しているアプローチ (Updated Headroom Approach) が本当にのれんの経済価値の減少を適切に表しているのかといった指摘や、簡素化と逆方向ではないかとの指摘がありました。また、そのような指摘をされた方からは、のれんの償却の再導入を求める声も聞かれました。業

績報告の在り方に関しては、現在、IASB で検討している「経営者による業績指標」の開示について、それが経営上の重要な業績指標であれば注記ではなく損益計算書本体で表示すべきではないかといったご意見をいただきました。さらに、持分法投資損益を事業と一体であるものとそうでないものに分けるという提案に対しては、そもそも事業と関連性のない持分法投資先というものは無いといった指摘がありました。ここで挙げた意見のほかにも多くの意見をいただくことができ、今後IASBがプロジェクトを進めていく上でたいへん有意義な会合でした。

おわりに

筆者の初代アジア・オセアニアオフィス所長としての任期も4月30日をもって終了しました。過去5年半を振り返り、日本のIFRS基準の任意適用が大きく進んだことをたいへん嬉しく思います。アジア・オセアニアオフィス開設当初は、IFRS基準に関するマスコミ等の論調はたいへん冷ややかなものでした。しかし、2014年の「日本再興戦略」にIFRS任意適用企業の拡大促進が政府の方針として盛り込まれ、その後、多くの企業がIFRS基準へと移行しました。現在では、180社を超える企業（時価総額で東証時価総額の30%ほど）がIFRS基準を適用済み又は適用決定しています。これは金融庁を始めとする日本の関係者の皆様のご尽力によるものですが、アジア・オセアニアオフィスも、これら日本の関係者を支援する活動をしました。結果として、日本におけるIFRS基準の適用促進をサポートするというアジア・オセアニアオフィスの役割に関しては、及第点をいただけたのではないのでしょうか。

アジア・オセアニアオフィスには、日本だけではなく、広くアジア・オセアニア地域でIFRS基準の適用を促進するという役割が期待されています。アジア・オセアニア地域における活動に関しては、筆者の任期中、不幸にも中国と日本との間で尖閣諸島問題が発生するなど、政治的な影響で、なかなか思うように活動できない時期がありました。しかし、任期の後半には、世界銀行やAFAなどと連携し、ベトナムやラオスなど東南アジアの国々でIFRS基準の採用と適用に関する能力開発を支援することができました。少し時間がかかりましたが、任期中に何とか形にすることができたと思います。今後の発展を後任に託したいと思います。

アジア・オセアニアオフィスは、法人所得税やIFRSタクソノミ、さらには基本財務諸表といったIASBのテクニカルプロジェクトにも参画し、何度かIASBの審議会で発表しました。IASBのテクニカルプロジェクトへの参画については、それ自体が単独でアジア・オセアニアオフィスの成果となるわけではありませんが、IASBの国際会計基準作りの一部をこのアジア・オセアニアオフィスで引き受けられたことはたいへんやりがいのある仕事でした。深夜に電話会議で欧州やアメリカの投資家の意見をヒアリングしたことが良い思い出です。IFRS基準が国際基準であるために、アジア・オセアニアオフィスは今後も引き続きIASBのテクニカル活動に関わり続けるべきと考えます。

筆者の後任の高橋真人氏は、総合商社での長年の国際業務経験がありますので、今後ますますの発展を期待しています。最後に高橋氏へエールを送らせていただくことで筆者からの報告を結ばせていただきます。長らくご支援ならびにご指導いただき、ありがとうございます。